

第11-1回 奨学金の案内【3年生】

29 交通遺児育英会

すべての奨学生に共通の応募資格

保護者等が自動車やバイクの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けなかったりして、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。応募者が生まれる前に保護者等が後遺障害となった場合も含みます。※後遺障害の規定はホームページで確認してください。

(1) 奨学金

大学・短期大学奨学生 第2次予約募集 <貸与 無利子（一部給付あり）> 全国で300人

対象：令和8年4月に大学・短大に進学予定の者。

奨学金月額：4万円・5万円・6万円から選択（うち2万円は給付）

専修学校奨学生 第2次予約募集 <貸与 無利子（一部給付あり）>

専修学校高等課程と合わせて全国で150人

対象：令和8年4月に専修学校に進学予定の者。（無認可校・予備校は不可）

奨学金月額：4万円・5万円・6万円から選択（うち2万円は給付）

(2) 入学一時金（1年生入学後希望者に全額貸与。無利子）

大学・短期大学 40万円・60万円・80万円から選択 全国で200人

専修学校専門課程 40万円・60万円・80万円から選択 専修学校高等課程と合わせて全国で100人

※この奨学金等は各自で申し込んでください。

- ・募集期限：令和8年1月31日
- ・他の奨学金制度と併せての利用可。

※応募書類入手

公益財団法人 交通遺児育英会ホームページ <https://www.kotsuji.com>

※応募書類提出先

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-1 平河町ビル3F

公益財団法人 交通遺児育英会

電話 03-3556-0773（直通） 0120-521286（フリーダイヤル）
(9:00~17:30 土・日・祝祭日、本会の休業日を除く)

第11-2回 奨学金の案内【1・2年生】

29 交通遺児育英会

交通遺児育英会 高等学校・高等専門学校奨学生 <貸与 無利子（一部給付あり）>

全国で400人

対象：保護者等が自動車やバイクの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働きなかったりして、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。応募者が生まれる前に保護者等が後遺障害となった場合も含みます。※後遺障害の規定はホームページで確認してください。

奨学金月額：2万円・3万円・4万円から選択（うち1万円は給付）

※この奨学金は各自で申し込んでください。

- ・募集期限：令和8年1月31日
- ・他の奨学金制度と併せての利用可。

※応募書類入手

公益財団法人 交通遺児育英会ホームページ <https://www.kotsuji.com>

※応募書類提出先

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-1 平河町ビル3F 公益財団法人 交通遺児育英会
電話 03-3556-0773(直通) 0120-521286(フリーダイヤル)
(9:00~17:30 土・日・祝祭日、本会の休業日を除く)

第11-3回 奨学金の案内【1年生】

希望する場合は、教務課奨学金係(図書館)まで申し出てください。

30 公益財団法人 本庄国際奨学財団 高校生・高専生対象奨学金 <給付> 全国で15名

応募資格: 次の①から④のすべてに該当すること。

- ①国公立全日制高等学校1学年に在籍する生徒。国籍不問。
- ②原則として日本の国公立大学(短大は除く)に進学を希望していること。
- ③1学年の通年成績が5段階評価で評定平均値4.5以上であること。
- ④経済状況または本人の生活状況として下記のいずれかに該当すること。
 - (1)世帯の収入(税金等控除前の金額)が800万円以下であること。
 - (2)社会的養護が必要な人。(児童養護施設入所中や里親家庭等)

支 給 額: 月額5万円(大学等へ進学しなかった場合でも返済の必要はありません)

支給期間: 高校2年生から卒業まで、および大学に進学した場合は大学卒業まで。

応募方法: ①申請する生徒が(1)奨学金申請書、(2)身上書、(3)作文を手書きで完成させ、必要書類(推薦書、経済状況を証明する書類)と一緒に期限までに教務課奨学金係まで提出。

②その後、教務課奨学金係が財団にオンラインに入力、アップロードして申請します。

※必要書類: ①作文 テーマ「大学または専攻科(高専)で勉強したいこと」または「将来の夢」について400字詰め原稿用紙2枚以内に手書きで書く。

②推薦書の記入を依頼する。推薦者は家族等以外で申請者のことをよく知っている方(担任の先生、小中学校の先生、クラブ活動の指導者、恩師等)であること。

③経済状況を証明する書類(1~3のいずれか)

1) 生計を同じくする家族で収入のある方全員の課税(非課税)証明書、または所得証明書、または、源泉徴収票(令和7年度分)

2) 社会的養護を受けている場合、社会的養護の状況がわかるもの。施設在籍証明書、児童(里親)委託証明書、住民票、戸籍謄本など。

3) 生活保護を受けている世帯の場合は、生活保護受給証明書

④活動実績を証明する書類(ある方のみ)

学校内外の活動の取組みに対して社会的または客観的に評価を得ていること、語学やコンピューター技術等の資格取得など、小中学校を含めて申請者が達成したことについて証明できるものを教務課奨学金係まで提示してください。係がオンラインにアップロードし、申請します。

[申し出期限] 令和8年1月16日(金)